

運営基準減算確認表

資料5

R3.10作成

※以下の要件を満たしていることがわかるように、書類や記録を整備すること

要件	チェック	指定基準
1 指定居宅介護支援の提供を開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下のことについて文書を交付して説明していますか？		第4条第2項
① 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること	☐	
② 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること	☐	
③ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合	☐	
①～③について、文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算。		
2 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり、以下のことを行っていますか？		第13条第16号
① 事業所の介護支援専門員が、アセスメントに当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接している。	☐	第13条第7号
② 事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っている(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。) ※やむを得ない事情とは ・利用者が末期の悪性腫瘍の患者であり、心身の状況等により、主治医又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合 ・開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 ・居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等	☐	第13条第9号
③ 事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付している。 ※同意を要する居宅サービス計画原案とは、第1表から第3表まで、第6表、及び第7表に相当するもの全てを指す。	☐	第13条第10号、第11号
①～③を行っていない場合は、居宅サービス計画に係る月(当該月)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算。		
3 以下の場合に、事業所の介護支援専門員はサービス担当者会議等を行っていますか？		第13条第15号
① 居宅サービス計画を新規に作成した時	☐	
② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	☐	
③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	☐	
①～③を行っていない場合は、居宅サービス計画に係る月(当該月)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算。		
4 居宅サービス計画の作成後、モニタリングに当たっては以下のことを行っていますか？		第13条第14号
① 事業所の介護支援専門員が、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接している。	☐	
② 事業所の介護支援専門員が、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録している。	☐	
①～②を行っていない場合は、特段の事情がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算。		
※特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指す。介護支援専門員に起因する事情は含まれない。特段の事情がある場合は、その具体的な内容を記録しておく。		